

MHM TAIWAN NEWSLETTER

2022 年 12 月号 (Vol.1)

- | | |
|--|---|
| I. MHM TAIWAN NEWSLETTER 創刊のご挨拶 | 森・濱田松本法律事務所 |
| II. 注目法令等の紹介 | 弁護士 石本 茂彦
TEL. 03 5223 7736
shigehiko.ishimoto@mhm-global.com |
| 1. 「公平取引委員会による公平取引法 21 条に係る案件の処理原則」の改正 | 弁護士 鈴木 幹太
TEL. 03 6213 8118
kanta.suzuki@mhm-global.com |
| 2. EC 企業に関する税籍登記規則の改正 | 台湾弁護士 紀 鈞涵
TEL. 03 6266 8557
chunhan.chi@mhm-global.com |
| 3. 台湾版 CHIPS 法案に関する行政院會議決定 | |
| III. 注目裁判例等の紹介 | |
| 1. 董事の会計帳簿等閲覧謄写請求権を認めた最高裁判決 | |
| 2. 定額残業代制に関する最高裁判決 | |
| 3. 選挙権年齢の 18 歳への引下げに関する憲法改正案、国民投票で否決 | |
| IV. コラム | |
| 台湾におけるバーチャル株主総会の実務 | |

I. MHM TAIWAN NEWSLETTER 創刊のご挨拶

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、台湾ビジネスに関わる法令、裁判例等の最新情報を継続的にお届けすべく、MHM TAIWAN NEWSLETTER を創刊いたしました。

ウクライナ情勢、米中の対立、デジタル化の進展等、世界情勢が大きな変革期に入ったともいわれる中、世界的な半導体製造拠点であり、地政学的にも重要な位置にある台湾への注目度が高まっています。台湾が推進・注力する半導体関連産業、再エネ、情報デジタル関連産業、5G、DX、情報セキュリティ産業、バイオメディカル、自動車・二輪車の電動化等の分野の多くは日本企業が強みを持つ分野と重なり、日台協業の更なる深化、新産業創出も期待されます。また、台湾では一般的に日本のサービス・製品に対する評価が高く、日本企業にとって、旅行、飲食、日用品、小売、不動産、コンテンツ他の幅広い分野で台湾への進出・事業拡大のチャンスがあるといえます。

弊所は、以前より、専門の台湾チームを設け、日本企業の台湾ビジネスをサポートしてきましたが、こうした昨今の情勢も踏まえ、本年 8 月に日台の弁護士で構成する台湾プラクティスグループを立ち上げた次第です。

本年 12 月には、当プラクティスグループ編著による「台湾ビジネス法務」が株式会社商事法務より上梓されました。出版記念セミナーを来年 1 月より 5 回シリーズで開催いたします。詳細は、改めてお知らせいたします。

当プラクティスグループは、こうした活動を通じて、台湾ビジネスに関わる皆様に更

MHM TAIWAN NEWSLETTER

に貢献してまいりたいと存じます。

II. 注目法令の紹介

1. 「公平取引委員会による公平取引法 21 条に係る案件の処理原則」¹の改正

執筆担当：紀 鈞涵、塩崎 耕平

公平取引法 21 条は、事業者が、商品又はその広告等において、商品の取引の決定に影響を及ぼす可能性のある事項について、虚偽不実もしくは錯誤を生じさせる表示又は表徴をしてはならないと定めています（不実広告等の禁止）。具体的な不実広告等の認定基準等は、「公平取引委員会による公平取引法 21 条に係る案件の処理原則」に定められているところ、2022 年 8 月 17 日、同原則について、数点の改正が行われました。主な改正のポイントは以下のとおりです。

- (1) 「取引の決定に影響を及ぼす可能性のある商品に関する事項」の例示として、ガチャガチャ等の機会型商品の当選確率と当選賞品の内容が追加されました（第 2 点）。
- (2) 規制対象の方法としての「(商品の表示、広告を除く)その他の公衆が知り得る方法」の定義について、「インターネットを經由して、直接的又は間接的に、特定の複数者、非特定の一般又は関連の大衆が見たり聞いたりできる伝達行為」という規定に変更し、上記「伝達行為」について、SNS、通信アプリ等によるグループチャット等の機能の利用等も含まれることが追記されました（第 3 点）。

2. EC 企業に関する税籍登記規則²の改正

執筆担当：蘇 春維、水本 真矢

台湾で営業を行う場合、営業開始前に税籍登記を行い、一定の情報³を登記する必要があるが、営業開始後は、当該税籍登記に基づき、定期的に（原則として 2 カ月に一度）営業税の申告・納付を行う必要があります。台湾域内に固定の営業場所を持たない外国の事業者であっても、インターネットを通じて台湾域内の自然人に電子役務（例えば、モバイル端末でプレイするゲームのアプリ、電子書籍、音楽動画配信サービス等）を提供し、その年間売上高が 48 万 NTD を超える場合には、税籍登記を行う必要があります。

¹ 中国語「公平交易委員會對於公平交易法第二十一條案件之處理原則」

² 中国語「税籍登記規則」

³ 本改正前において、①事業者の名称及び住所、②責任者の氏名、生年月日、身分証統一番号、戸籍所在地の住所、③組織種類（会社、個人による事業運営、組合、有限組合又はその他組織）、④資本額、⑤営業種類、⑥（組合の場合）組合員の氏名、身分証統一番号、出資種類、数額、⑦（有限組合の場合）組合員の氏名又は名称、身分証統一番号又は法人統一番号、住所、居所、出資額、出資種類、責任類型、⑧（本店を有する固定営業場所の場合）本店の名称、住所及び営利事業者統一番号（但し、本店が台湾外にある場合、営利事業者統一番号の記載は不要）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

こうした税籍登記の登記事項について、2022年8月8日に「税籍登記規則」4条及び4条の1が改正されました。

この改正により、オンラインプラットフォーム、モバイル端末アプリケーションその他の電子的方法（以下「オンラインプラットフォーム等」）により台湾域内で物品又は役務を販売する場合、2023年1月1日から、①税籍登記に、「ドメイン名及びネットワークアドレス」及び（オンラインプラットフォーム等を通じて販売するために当該事業者がオンラインプラットフォーム等のサービスの会員となっている等の場合）「会員ID」を記載し、かつ、②販売ページ及び関連取引ソフトウェア又はアプリケーションに「事業者の名称」及び「営利事業者統一番号⁴」を明確に記載することが必要となりました。

なお、①について、2022年12月31日以前からオンラインプラットフォーム等により台湾域内で物品又は役務を販売している税籍登記を有する事業者は、原則として2023年1月1日から15日以内（即ち2023年1月15日まで）に、「ドメイン名及びネットワークアドレス」及び「会員ID」を追記する税籍登記の変更登記を行う必要があります（税籍登記規則8条4項）が、経過措置期間が設けられており、2023年4月30日までは、変更登記が行われなくとも過料を科さないとされています⁵。これに対して、2023年1月1日以降にオンラインプラットフォーム等により台湾域内で物品又は役務の販売を開始した場合、販売を開始した日から15日以内に変更登記を行う必要があり、遅滞した場合、1,500NTD以上15,000NTD以下の過料が科される可能性があります。

3. 台湾版 CHIPS 法案に関する行政院會議決定

— 半導体等産業を支援、早ければ2023年元旦にも施行へ

執筆担当：呉 思定、水本 真矢

台湾の行政院會議は、2022年11月17日、「台湾版 CHIPS 法」と呼ばれる半導体や5G等の先端産業を支援する関連法の改正案（「産業創新條例」⁶10条の2及び72条の改正案）を決定しました。同改正案は、今後立法院にて審議され、早ければ2023年1月1日にも施行される見通しです（施行期間は2029年末までの予定）。

同改正案では、台湾で技術革新かつ国際サプライチェーンにおいて重要な地位を占める企業を対象に、先端技術研究費の25%に相当する金額（改正前は15%）と、自らの先端プロセスに用いる新規の機器や設備の購入費の5%に相当する金額を、当該年度の法人税（営利事業所得税）から控除するとしています（但し、研究開発費、売上高に対する研究開発費、有効税率が一定の規模・割合を満たしていること等が条件

⁴ 中国語「営利事業統一編號」

⁵ 財政部2022年8月8日台財稅字第11104610672号令。

2023年5月1日以降は、税籍登記の変更登記を行わなかった場合、1,500NTD以上15,000NTD以下の過料が科される可能性があります（付加価値型及び非付加価値型營業稅法46条1号）。

⁶ 中国語「産業創新條例」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

とされ、法人税から控除できる総額について一定の上限が設けられています。)
今後の下位法令等の立法動向及び支援策が引き続き注目されます。

Ⅲ. 注目裁判例等の紹介

1. 董事の会計帳簿等閲覧謄写請求権を認めた最高裁判決

執筆担当：鄭 鈺璇、水本 真矢

台湾の会社法は、董事に対して、会社業務及び財務の状況等の会社情報を調査する権限（以下「情報請求権」）を認める旨の明文規定を置いていないため、個々の董事に情報請求権を認めるか否かについては学説上、争いがあり、裁判例としても異なる結論のものが存在していましたが、この度、最高裁は、個々の董事の情報請求権を認める判決⁷を下しました。

(1) 情報請求権を認める理由

本判決は、情報請求権を認める理由として、会社にとって重要な業務執行の決定⁸は全て董事会決議により行わなければならない、また、董事は忠実義務・善管注意義務の違反により損害賠償責任を負うことがあり得る、といった会社法の規定に鑑みると、董事の経営判断にあたっては、判断に必要な事実や情報を適切に把握することが必要であり、義務違反の責任に相応する権利も認められるべきであることを挙げています。こうした理由付けからすれば、本判決は、董事の情報請求権を直接規定する明文規定が無いことは、情報請求権を否定する根拠とはなり得ないとの立場をとっていると考えられます。

(2) 情報請求権の範囲

本判決は、情報請求権の範囲についても判示しています。すなわち、本判決は、董事の業務遂行上必要かつ合理的な範囲内の情報である限り、情報請求権が認められるとしています。これに対して、董事の業務執行に関係ない場合、董事の義務履行に必要なかつ合理的でない場合等は、会社は董事の情報請求を拒否できると考えられます。

なお、本件では、退職した元董事による会社に損害を与える行為が存在したか否かを確認するという理由で、元董事の在任期間中の会計帳簿等の情報請求が行われ、本判決は、このうち会計帳簿と計算書類について情報請求権を認めました。

(3) 実務への影響

本判決は、退職した元董事の責任追及に関する争いが背景にあるようです。従っ

⁷ 最高裁判所 2021 年度台上字第 539 号、2021 年度台上字第 3245 号、2022 年度台上字第 1079 号判決

⁸ 例えば、重要な財産の処分及び譲受け議案の提出、社債の募集、新株発行等。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

て、その他のケースでどこまで董事の情報請求権が認められるかは必ずしも明らかではありませんが、例えば、合併を組む企業同士が実質的に対立する局面において、株主からの情報請求権であれば、請求することができる情報の範囲も会社の定款、株主総会議事録、財務諸表、株主名簿等に限られていたところ（会社法 210 条 1 項、2 項等）、今後は合併企業に董事を派遣している場合、本判決に基づき、董事から、株主からの請求よりも広い範囲の情報について情報請求が行われる可能性もあります。

合併含め台湾に子会社等を有する場合は、本判決を踏まえて董事からのリクエストに対応する必要があります。その際には、情報漏洩等を防ぐためにも、董事の業務遂行上必要であり、かつ合理的な範囲内の請求であるかを確認することが求められます。

2. 定額残業代制に関する最高裁判決

執筆担当：呉 思定、森 琢真

(1) 概要

最高裁判所民二廷（労働法廷）は、2022 年 8 月 22 日、いわゆる定額残業代制の適法性が争われた事案において、台湾高等裁判所判決を破棄し、差し戻す旨の判決（2021 年度台上字第 53 号判決）を言い渡しました。

定額残業代制とは、時間外労働に対して、法所定の割増賃金に代えて、あらかじめ定めた定額の手当（以下「固定手当」）を支払う方法を指します。

(2) 本判決の紹介

過去の最高裁判決は、定額残業代制の適法性について、固定手当の金額が、当該労働者の通常の賃金を基準とした時間当たり賃金に、法定の割増率及び実際の残業時間を乗じて算出した金額を下回らないかを基準とする説（法定賃金基準説）と、固定手当の金額が、最低賃金を基準とした時間当たり賃金に、法定の割増率及び実際の残業時間を乗じて算出した金額を下回らないかを基準とする説（最低賃金基準説）の二説に分かれていました。本判決は「法定賃金基準説」を採用し、定額残業代制に関する適法性等について、以下のとおり判示しました。

すなわち、使用者は、労働基準法に定める割増率（24 条、39 条等）に従い計算した残業代を通常賃金とは別に支払う必要があるところ、定額残業代制についても、固定手当の金額が、当該労働者の通常の 1 時間あたり賃金を基準として、労基法に従い計算した残業代の金額を下回らない場合には、定額残業代制の約定及びこれに基づく賃金支払も適法であるとししました。その上で、固定手当が上記の基準に従い計算した金額を下回らないかを判断できるように、通常の賃金部分と固定手当部分を判別できるように明確に分けなければならないとししました。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

(3) 本判決の意義

固定手当の金額に関する基準については、最高裁の見解自体が分かれていたため、下級裁判所の判断も一致していない状態が続いていました。本判決は、最高裁各法廷の法令解釈に関する見解を統一する機能を担う最高裁大法廷判決ではないものの、労働事件を取り扱う民二廷の見解であるため、裁判実務への影響は大きいと考えられます。

(4) 定額残業代制を採用・検討している台湾企業の注意点

本判決を踏まえ、定額残業代制を採用している企業は、労働者に対する給与支払の際、通常の賃金部分と（割増賃金に代わる）固定手当部分とが判別できるよう分けることが必要となります。また、固定手当の金額が前述した労働者の通常の賃金及び法定の基準並びに実際の残業時間に従い計算した残業代の金額を下回る場合、使用者は労働者にその不足分を支払うことが必要です。

3. 選挙権年齢の18歳への引下げに関する憲法改正案、国民投票で否決

執筆担当：鄭 鈺璇、塩崎 耕平

(1) 国民投票の実施状況

2022年11月26日に、台湾の選挙権（公民権）の年齢を現行の20歳以上から18歳以上に引き下げる憲法改正案について、国民投票⁹が実施されましたが、憲法改正に必要な得票数に達しなかったため、憲法改正案は承認されませんでした。今回承認されなかった憲法改正案には、具体的には、18歳に達した者が、選挙権、罷免権、国民提案権、国民投票権を通じて国又は地方公共団体の政治に参加できる資格を取得することが規定されていました。2022年3月、立法院にて満場一致で憲法改正案が可決され、今回の国民投票の実施が決まったという経緯がありました。

憲法改正には、有権者数の過半数の同意が必要とされているところ、台湾中央選挙委員会が公表した情報によると、今回の選挙における台湾の有権者数は1,923万9,392人で、改正案の成立には有権者数の過半数である約962万票以上の同意が必要でした。これに対し、投票の結果は、同意が564万7,102票、不同意が501万6,427票だったため、憲法改正案は不承認となることが確定しました。

(2) その他

なお、民事に関しては、成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる台湾民法の一部改正案が2020年12月25日に立法院で可決され、2023年1月1日から施行されることになっています。

⁹ 中国語「複決」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

IV. コラム 台湾におけるバーチャル株主総会の実務

執筆担当：蘇 春維、吳 思定、鈴木 幹太

1. コロナによる社会変化と総会バーチャル化の進展

新型コロナウイルス感染症の流行は、Web 会議や Web セミナー等をビジネス社会に広く浸透させる“効果”もありました。こうした変化は、株主総会の実務にも影響を及ぼしています。

台湾でも、従来、株主総会は、物理的な会場を設けて、株主等が一堂に参集する形（リアル株主総会）で開催されることが一般的でした。しかし、近年、株主がテレビ会議又はインターネット等の遠隔的な手段（以下「インターネット等の手段」）により総会に出席・参加等する、いわゆるバーチャル総会が広まりを見せています。バーチャル総会開催に関する法令の整備が進められ、当局による Q&A 等も公表されました。

なかでも、物理的な会場はこれまでどおり設けて株主総会を開催しつつ、希望する株主にはインターネット等の手段を通じて総会に出席等することを許容する、いわゆるハイブリッド型バーチャル株主総会を採用する会社が台湾でも増加しています。

特に、日本企業の出資する台湾企業の場合、株主等の関係者の居所が台湾、日本他に分散するケースが多いことから、ハイブリッド型（又はバーチャルオンリー型）のバーチャル総会を採用することで、株主等が出席・参加等しやすく、かつより効率的な総会運営を行うことができる可能性があります（なお、董事会については、董事の居所が台湾、日本等に分散することも多いこともあって、コロナ禍前から、テレビ会議、Web 会議等の方式で開催されることも珍しくありませんでした）。

2. バーチャル総会の分類と定款記載の要否

以下、日本での議論等も参考にしながら、台湾におけるバーチャル総会について整理します。

バーチャルオンリー型は、株主が参集する物理的な会場を設けず、全株主がインターネット等の手段を用いて総会に出席する形態です。他方、ハイブリッド型バーチャル株主総会は、インターネット等の手段でアクセスする株主が法的に出席と扱われ、議決権行使や質問等ができるハイブリッド出席型と、インターネット等の手段によりアクセスする株主は議決権行使はできず、法的な意味で出席と取り扱われませんが、審議等の傍聴に準じた参加を行うハイブリッド参加型に分けることができます。

ハイブリッド参加型では、インターネット等でアクセスする株主は、株主総会に出席していると扱われるわけではないため、質問をすることはできませんが、質問に準じた“コメント”を会社側で受け付けて、董事等がこれに回答することは可能と考えられます（逆に、コメントを受け付けない扱いとすることも考えられます）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

ハイブリッド参加型の実施については、定款の修正等は原則として不要です。一方、バーチャルオンリー型及びハイブリッド出席型の場合は、定款に実施可能であることを規定することが原則として必要です。但し、天災、事変その他やむを得ない事由によりリアル株主総会を開催することができない場合については、定款に明記されていなくても、一定期間内にインターネット等の手段により株主総会を開催することは可能と解されます。

これを表にまとめると以下のとおりとなります。

	物理的会場	定款記載	議決権行使	出席/参加	質問
バーチャルオンリー型	無し	原則必要	可能	出席	可能
ハイブリッド出席型	有り	原則必要	可能	出席	可能
ハイブリッド参加型	有り	不要	不可能	参加	不可

3. 非公開発行会社¹⁰の場合

(1) ハイブリッド参加型

ハイブリッド参加型では、インターネット等の方法を用いて参加する株主は、総会の場合には、出席として扱われず、議決権行使や質問等もできません。議決権は、従来型の総会の場合と同様、事前に書面又は電磁的方法により行使するか、又は代理人により行使することとなります。このため、システム対応のハードルは高くありません。

(2) ハイブリッド出席型

ハイブリッド出席型の場合、リアルで開催される株主総会に、一部の希望株主がインターネット等を通じて遠隔で出席することになります(会社法 172 条の 2 第 1・2 項、356 条の 8 第 1・2 項)。この場合、招集通知及び議事録に記載される開催場所については、「リアル株主総会の場所」及び「遠隔方法のリンク等」を併記することとされます(経済部の公表した会社法改正 Q&A)。

なお、非公開発行会社の場合は、インターネット等を通じた会議の関連事務を外部の業者に依頼することは必須ではなく(公開発行会社の場合は後述のとおり必要です)、また、インターネット等を通じた方法で出席する株主の本人確認や議決権行使の方法等についても特に制限はされていません。

¹⁰ 非公開発行会社とは、公開発行会社以外の株式会社を指し、株式や社債を市場において公開発行していない株式会社が一般的にこれに該当します。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

(3) バーチャルオンリー型

バーチャルオンリー型の場合、招集通知及び議事録に記載される開催場所としては、「遠隔方法のリンク等」と記載することになります（経済部の公表した会社法改正 Q&A）。

4. 公開発行会社¹¹の場合

非公開発行会社のバーチャル株主総会の規制は、主に会社法によりますが、公開発行会社の場合は、会社法の規定に加え、証券主管機関による公開発行会社に関する規定（例えば、「株式公開発行会社の株式事務処理に関する規則」¹²（以下「規則」））等も適用されます。

公開発行会社がバーチャルオンリー型、ハイブリッド出席型の株主総会を開催するには、インターネット等を通じた会議の関連事務を外部の事業者へ委託する必要があります。受託者は、株式事務対応機構¹³又は証券集中保管事業者（例えば台湾証券集中保管結算所（TDCC））に限られ、3名以上の専任情報専門担当者、インターネット等を通じた会議プラットフォームに株主登録、登記、チェック、ライブ配信等の機能の具備等の要件が要求されます（規則 44 条の 10）。

また、公開発行会社によるバーチャルオンリー型ないしハイブリッド出席型の開催には、董事又は監査役の選任又は解任等の議案がない等の要件があります（規則 44 条の 11）。

バーチャルオンリー型、ハイブリッド出席型の株主総会にインターネット等を通じて出席する株主又は代理人は、総会開催二日前に会社に届出する必要があります（規則 44 条の 13）。

なお、公開発行会社のハイブリッド参加型の総会には、インターネット等を通じて総会に参加する対象を株主に限定せず、第三者も広く参加可能とする例もあります（総会のライブ配信）。

5. バーチャル総会の実施状況等

台湾の公開発行会社において、ハイブリッド出席型及びハイブリッド参加型は既に多くの導入事例があります。これに対して、バーチャルオンリー型の導入事例は現時点ではかなり限定的です。

非公開発行会社におけるバーチャル総会の導入状況は、必ずしも公表されていませんが、ハイブリッド参加型の導入のハードルが低いことや、新型コロナウイルス感染

¹¹ 公開発行会社とは、証券主管機関に公開発行の手続の申請を行い、その手続を完了した株式会社を指します。台湾における一般的な公開発行会社としては、台湾証券取引所に上場している上場会社、証券店頭売買センターのメインボードに上場している店頭公開会社、及び新興市場に上場している上場店頭公開準備登録会社があります。

¹² 中国語「公開発行股票公司股務處理準則」

¹³ 中国語「代辦股務機構」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

症の流行による社会状況の変化を考えると、導入事例は少なくないものと思われます。ハイブリッド出席型についても、株主構成等にもよりますが、システム面の制約は公開発行会社の場合と比べて小さく、導入は今後増加するものと予想されます。バーチャルオンリー型も、現時点ではそれほど実施事例は多くはないようですが、実施のハードルが高くない（定款記載で導入可能）ことを考えると、既にハイブリッド出席型を実施している会社を中心に、今後、導入に踏み切る会社が増える可能性があります。

文献情報

- 書籍 『台湾ビジネス法務』（2022年12月刊）
- 出版社 株式会社商事法務
- 編者 森・濱田松本法律事務所 台湾プラクティスグループ
- 著者 石本 茂彦、鈴木 幹太、蘇 春維、紀 鈞涵、鄭 鈺璇、吳 思定

セミナー情報

- セミナー 台湾ビジネス法務出版記念セミナー 第1回 M&A
- 開催日時 2023年1月（詳細は追って、お知らせ予定）
- 講師 土屋 智弘、鈴木 幹太、紀 鈞涵

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com